第六十八条の十三、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十五第二項、第三項及び第五項並びに第六十八条の十五の二	第三項	新租税特別措置法第六十八条の十三、新租税特別措置法第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項、新租税特別措置法第六十八条の十五第二項、第三項及び第五項並びに新租税特別措置法第六十八条の十五の二
次条第二項	第四項	新租税特別措置法第六十八条の十第二項
第四十二条の五第二項	第五項	平成二十三年改正法附則第五十五条の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十三年改正法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法（第十二項において「旧効力措置法」という。）第四十二条の五第二項
第六十八条の九第十一項（前条第七項		新租税特別措置法第六十八条の九第十一項（新租税特別措置法第六十八条の九の二第七項
次条第五項、第六十八条の十一第五項		新租税特別措置法第六十八条の十第五項、新租税特別措置法第六十八条の十一第五項
第六十八条の十三第四項、第六十八条の十四第五項、第六十八条の十五第五項、第六十八条の百第一項及び第六十八条の百八第一項		新租税特別措置法第六十八条の十三第四項、新租税特別措置法第六十八条の十四第五項、新租税特別措置法第六十八条の十五第五項、新租税特別措置法第六十八条の百第一項及び新租税特別措置法第六十八条の百八第一項
第四十二条の五第二項	第十二項	旧効力措置法第四十二条の五第二項
同法第二条第三十一号		法人税法第二条第三十一号
第四十二条の五第三項		旧効力措置法第四十二条の五第三項
又は租税特別措置法第六十八条の十第二項	第十三項	又は経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十四号）附則第七十二条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧効力連結措置法」という。）第六十八条の十第二項
並びに租税特別措置法第六十八条の十第二項		並びに旧効力連結措置法第六十八条の十第二項
「租税特別措置法第六十八条の十第五項（	第十四項	「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十四号）附則第七十二条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧効力連結措置法」という。）第六十八条の十第五項（
租税特別措置法第六十八条の十第五項」		旧効力連結措置法第六十八条の十第五項」
及び租税特別措置法第六十八条の十第五項		及び旧効力連結措置法第六十八条の十第五項

（連結法人がエネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第七十三条　前条の規定の適用がある場合における新租税特別措置法第六十八条の十の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第二項	第六十八条の十五の二	第六十八条の十五の二並びに経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十四号）附則第七十二条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この項及び次項において「旧効力措置法」という。）第六十八条の十第二項、第三項及び第五項
	調整前連結税額の百分の二十に相当する金額	調整前連結税額の百分の二十に相当する金額（旧効力措置法第六十八条の十第二項の規定により当該連結所得に対する調整前連結税額から控除された残額）
	帰せられる金額の百分の二十に相当する金額	帰せられる金額の百分の二十に相当する金額（旧効力措置法第六十八条の十第二項の規定により当該連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額のうち当該中小連結親法人又はその中小連結子法人に帰せられる金額がある場合には、当該金額を控除した残額）
第三項	控除される金額がある場合には、当該金額	控除される金額がある場合又は旧効力措置法第六十八条の十第二項若しくは第三項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額がある場合には、これらの金額
	同項	前項
	又はその連結子法人に帰せられる金額がある場合には、当該金額	若しくはその連結子法人に帰せられる金額がある場合又は旧効力措置法第六十八条の十第二項若しくは第三項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額のうち当該連結親法人若しくはその連結子法人に帰せられる金額がある場合には、これらの金額

2　新租税特別措置法第六十八条の十第九項及び第十項の規定は、施行日以後に連結確定申告書等の提出期限が到来する法人税について適用し、施行日前に連結確定申告書等の提出期限が到来した法人税については、なお従前の例による。

（中小連結法人が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第七十四条　新租税特別措置法第六十八条の十一第九項及び第十項の規定は、施行日以後に連結確定申告書等の提出期限が到来する法人税について適用し、施行日前に連結確定申告書等の提出期限が到来した法人税については、なお従前の例による。

（連結法人が事業基盤強化設備等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第七十五条　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が平成二十四年四月一日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第六十八条の十二第一項に規定する事業基盤強化設備等については、なお従前の例による。

2　旧租税特別措置法第六十八条の十二第五項に規定する連結法人の法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度が平成二十四年四月一日前に開始した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。